

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和6年6月17日（月）

午前9時56分～午前10時50分

開催場所：会議室302

1 土山駅北まちづくりの進捗の報告について

土山駅北まちづくりの進捗の報告について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

1 令和5年度における取組み

(1) 取組みの活動成果として、「播磨町土山駅北周辺地区まちづくりコンセプトブック」の完成報告会を、土山駅前公民館で開催した。

(2) 広報はりま4月号の発行に合わせ、「播磨町土山駅北周辺地区まちづくりコンセプトブック」を関係者に配布した。

2 令和6年度における取組み

(1) 令和6年5月8日（水）に、まちづくり協議会及び土山駅前自治会の関係者と令和6年度初めて打合せを行い、令和6年度の事業の概要を説明するとともに取組み方針について協議を行った。

(2) 令和6年6月22日（土）に、土山駅北地区及び在外地権者のほか、土山駅北地区のまちづくりに関心を持つ方を対象に「どうする？土山駅北地区」と題して、まちづくり懇談会を開催する予定である。

3 令和6年度事業概要について

令和6年1月には「播磨町土山駅北周辺地区まちづくり検討業務委託公募型プロポーザル」として委託業者を募集し、3月には受託事業者を決定した。

事業の内容としては、(1) 現況調査の実施、(2) 民間事業者に対するサウンディング調査、(3) 地域との意見交換、勉強会等、(4) 整備誘導計画案の策定、(5) 整備プログラムの策定、(6) 関係機関協議を予定している

現在、令和6年5月29日に交通量調査を実施したほか、土地・建物の現況調査や公共施設の現況把握を進めている。

【主な質疑応答】

Q 令和5年度に播磨町土山駅北周辺地区まちづくりコンセプトブックがまとめられたが、これからの計画・整備などと、どういう関係にあるのか。

A 播磨町土山駅北周辺地区まちづくりコンセプトブックで整理した、住みやすいまち、安全安心なまち、支え合えるまちを三本柱で地図に落とすとどうなるかを

今年度は取り組んでいく。

Q 懇談会が数多く行われましたが、強い反対の方や参加されていない方の意見はどのように調査したのか。

A 強い反対などは知る範囲ではなかった。参加されていない方の把握は難しいことではあるが、コンセプトブックで意見募集をしたところ反対意見はなかった。

Q 基本構想の中で道路や下水道など、策定されるというイメージを持っていいのか確認します。

A 基本構想の段階でイメージしているのは、居住のエリアに関して最低限の道路整備とか、例えば駅前広場が必要なのかなど方向性を決めていきたい。

2 かこバスミニ路線の導入について

かこバスミニ路線の導入について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

現在、加古川駅から東加古川駅を経由して土山駅南口まで運行する路線バス（神姫バス）が利用者数の減少により、令和6年9月30日の運行をもって路線の休止を予定されている。休止に伴い、加古川市との協議を経て、東加古川駅から土山駅南口の代替え交通として、かこバスミニの平岡東南ルート进行令和6年10月1日より運行開始予定としている。導入することで、スーパーや医療機関等の生活利便施設に停留所を設置するとともに、主要な交通結節点である土山駅、東加古川駅まで運行することにより、移動困難者の日常生活において活用しやすい路線を目指す。

運行形態は、路線定期運行となり、運行日は月曜日から金曜日で、土日祝日及び年末年始は除く。運行回数は、1日12便で、運行ルートを6往復する。定員は、10名のワゴン車タイプで、客席は9名となる。

停留所は、合計14か所となり、土山駅南口を出発し野添城3丁目までは、既存の神姫バスルートと同様です。新たに大中遺跡南を停留し、その後、加古川市域のイオンタウン東加古川、ハローズ前、医療モール前を経由し、東加古川駅へ到着します。片道7.8キロメートルとなっており、約22分間を見込んでいる。

運賃につきましては、基本的に他のかこバスミニと大きく変わることなく、2.3キロメートルまでは100円、2.31キロメートル以上は200円となっている。

なお、かこバスミニの平岡東南ルートの導入については、「播磨町地域公共交通活性化協議会」の了承を得ている。

【主な質疑応答】

- Q** かこバスミニの播磨町への延伸に伴う委託料などは発生するのか。
- A** 加古川市と播磨町の共同運行となり、走行キロ数により案分され、運行事業者に補助金を支払う形になる。
- Q** 現在、神姫バスに支払っている補助金と比較してどのようになるのか。
- A** 半期でのスタートとなるのですが、概算して見ますと若干高くなると見込んでいる。
- Q** かこバスミニの客席数が9名ということで、満席で乗れないということは起きないのか。
- A** 今までの平均乗車密度等を加味しまして今回の小型ワゴン車で運行できると判断した。
- Q** 運賃体制について、加古川市内を走る現行のバス料金との差はないのか。
- A** 原則2キロメートルから3キロメートルが100円から200円になる基準となっており、変わりはありません。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和6年7月9日（火）

午前11時02分～午前11時24分

開催場所：会議室302

1 専決処分事項の追加について

専決処分事項の追加について、所管する総務課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

地方自治法第96条第1項第1号では、条例を設け又は改廃することを議会の議決すべき事件の一つとして規定している。

しかしながら、法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、行政運営の効率化と議会の負担軽減を目的として、町長において専決できる事項として議会の指定を受けようとするものである。

専決処分事項の追加内容として、「法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語に係る規定を改正すること」を現行の3つの専決処分事項の次に追加事項として加える。

【主な質疑応答】

- Q 議員は条例の改正改廃や予算など、大変重要な役割を担っている。簡易な改正改廃であってもできるだけ専決処分はすべきではない。
- A 今回、提案している部分は、法令の名称変更や条文のずれなどの場合であり、重要な条文内容の変更などは、しっかりと審議していただく。
- Q 条例の改廃を町長に任せてしまうのは、議会の負担軽減ではなく議員の仕事を奪ってしまうことになる。近隣や県内の市町において専決処分を行っているところはどれくらいあるのか。
- A 県内では、特にそのような動きは確認できませんが、全国的に見ると政令市などで専決処分として追加している自治体はあります。